

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和5年10月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の概要	<p>1. 課税資料(個人住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)を収集する。</p> <p>2. 課税資料の画像及び数値等を電子化する。</p> <p>3. 課税資料を賦課期日に現在の宛名情報に結び付ける。</p> <p>4. 賦課期日現在当市内に住民登録がない者について、当市に課税権がないと判断した場合には、住民登録のある市区町村に課税資料を回送する。</p> <p>5. 同一納税義務者についての課税資料が複数提出されている場合は、所得、各種控除等の精査を行い、集計内容を確認・修正する(合算処理)。</p> <p>6. 賦課決定を行い、給与所得に係る特別徴収税額決定通知書等の帳票を出力する。</p> <p>7. 給与所得に係る特別徴収税額決定通知書は特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者、普通徴収納税通知書は納税義務者、公的年金所得に係る特別徴収税額決定通知書は年金支払者及び納税義務者に対して、それぞれ送付する。</p> <p>8. 個人住民税額が変更となる課税資料を入手した場合には、課税情報を変更し、給与所得に係る特別徴収税額変更通知書等の帳票を課税関係を有する者に対して送付する。</p> <p>9. 本市が住登外課税を行う場合は、地方税法第294条第3項に基づく通知を住民登録がある市区町村に送付するとともに、他市区町村が住登外課税を行う場合は、同通知を受理する。</p> <p>10. 扶養是正処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する扶養親族について、当該市区町村に対し所得照会を行い、扶養要件を確認する。また、扶養是正処理結果を国税庁に通知する。</p> <p>11. 給与所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者が退職した場合には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、給与所得に係る特別徴収義務者に対し特別徴収税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し普通徴収納税通知書を送付する。</p> <p>12. 公的年金所得に係る特別徴収の停止事由が発生した場合には、年金支払者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、普通徴収納税通知書及び公的年金所得に係る特別徴収税額変更通知書を送付する。</p> <p>13. 未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。</p> <p>14. 減免事由に該当する場合は、納税義務者から減免申請書を受理し、減免を行う。</p> <p>15. 申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得(課税)証明書及び営業証明書の交付を行う。</p> <p>16. 情報提供ネットワークシステムの特定期間情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。</p>
③システムの名称	①個人住民税システム(MICJET MISALIO) ②課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥国税連携システム ⑦地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス) ⑧中間サーバーシステム ⑨個人・法人管理システム(宛名システム) ⑩申告支援システム(F@INTAX) ⑪税務システム連携中継サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 番号法第19条第9号 別紙のとおり
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部税務事務所市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063~5065
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063~5065

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

(別紙)法令上の根拠					
番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠					別表第2省令
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	※
一	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの	第1条
二	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第2条
三	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第3条
四	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第4条
六	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十条第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第6条
八	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの	第7条
九	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第8条
十一	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第10条
十六	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第12条
十八	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第13条
二十三	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第16条

(別紙)法令上の根拠					
番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠					別表第2省令
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	※
二十六	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第19条
二十七	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第20条
二十八	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	第21条
二十九	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	—
三十一	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第22条
三十四	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第22条の3
三十五	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第22条の4
三十七	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第23条
三十八	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第24条
三十九	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第24条の2
四十	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第24条の3
四十二	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第25条
四十八	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第26条の3

(別紙)法令上の根拠					
番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠					別表第2省令
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	※
五十四	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第28条
五十七	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	第31条
五十八	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第31条の2の2
五十九	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第31条の3
六十一	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第32条
六十二	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第33条
六十三	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	第34条
六十四	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	第35条
六十五	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	第36条
六十六	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第37条
六十七	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第38条
七十	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第39条
七十一	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	第39条の2
七十四	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第40条

(別紙)法令上の根拠					
番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠					別表第2省令
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	※
八十	後期高齢者医療 広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第43条
八十四	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第43条の3
八十五の二	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第43条の4
八十七	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第44条
九十一	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第44条の5
九十二	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第45条
九十四	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第47条
九十七	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	第49条
百一	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第49条の2

(別紙)法令上の根拠					
番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠					別表第2省令
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	※
百二	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第50条
百三	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第51条
百六	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第53条
百七	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	第54条
百八	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第55条
百十三	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第58条
百十四	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第59条
百十五	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	—
百十六	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第59条の2の2
百十七	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第59条の2の3

(別紙)法令上の根拠					
番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠					別表第2省令
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	※
百二十	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	第59条の3
二十	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第14条
五十三	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第27条
百二十一	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	第59条の4

※ 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙)法令上の根拠			
番号法第19条第9号 情報提供の根拠			
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
条例事務関係情報照会者	番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの	条例事務関係情報提供者	当該事務を処理するために必要な番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)

(別紙)法令上の根拠					
番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠					
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	別表第2省令 ※
二十七	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第20条
			都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	

※ 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 吉崎 博文	市民税課長 日下 裕司	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	(別紙)法令上の根拠	百十七	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	(別紙)法令上の根拠	百二十	百十八	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年4月1日 時点	平成27年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年4月1日 時点	平成27年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成28年8月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成28年8月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成28年8月17日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市財政部市民税課 第1係、第2係、第3係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063~5065	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063~5065	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求 連絡先	徳島市財政部市民税課 第1係、第2係、第3係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063~5065	徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063~5065	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番八 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番十一 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番十六 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番二十六 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番八十七 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番百八 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番百十六 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番	百十八	百十九	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番一～百十九	番号法第19条第7号 別表第2 情報照会の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番三十一、五十四、七十四、九十二、百十五 情報照会者	算用数字	漢数字	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番一 特定個人情報	算用数字	漢数字	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番八十五の二	新設	[情報照会者] 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 [事務] 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者] 市町村長 [特定個人情報] 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番百十三 情報照会者	文部科学大臣、都道府県、知事又は都道府県教育委員会	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番百十七	新設	[情報照会者] 厚生労働大臣 [事務] 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者] 市町村長 [特定個人情報] 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番	百十九	百二十	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 情報照会の根拠 項番二十七 情報提供者	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事 都道府県知事等 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 厚生労働大臣	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 情報照会の根拠 項番二十七 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	6. 賦課決定を行い、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を出力する。 7. 給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて特別徴収税額決定(変更)通知書を送付する。 8. 普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を送付する。 9. 個人住民税額が変更となる課税資料を入手した場合には、課税情報を変更し、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書を送付する。 10. 扶養は正処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。 11. 特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書等の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し特別徴収税額決定(変更)通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を送付する。 12. 年金に係る特別徴収納税義務者が死亡した場合等には、年金保険者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を送付する。 13. 未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 14. 生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け減免を行う。 15. 申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得(課税)証明書及び営業証明書の交付を行う。 16. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	6. 賦課決定を行い、給与所得に係る特別徴収税額決定通知書等の帳票を出力する。 7. 給与に係る特別徴収税額決定通知書は特別徴収義務者及び特別徴収義務者を通じて納税義務者、普通徴収納税通知書は納税義務者、公的年金所得に係る特別徴収税額決定通知書は年金支払者及び納税義務者に対して、それぞれ送付する。 8. 個人住民税額が変更となる課税資料を入手した場合には、課税情報を変更し、給与所得に係る特別徴収税額変更通知書等の帳票を課税関係を有する者に対して送付する。 9. 本市が住登外課税を行う場合は、地方税法第294条第3項に基づく通知を住民登録がある市区町村に送付するとともに、他市区町村が住登外課税を行う場合は、同通知を受理する。 10. 扶養は正処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する扶養親族については、当該市区町村に対し所得照会を行い、扶養要件を確認する。また、扶養は正処理結果を国税庁に通知する。 11. 給与所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者が退職した場合には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、給与所得に係る特別徴収義務者に対し特別徴収税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し普通徴収納税通知書を送付する。 12. 公的年金所得に係る特別徴収の停止事由が発生した場合には、年金支払者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、普通徴収納税通知書及び公的年金所得に係る特別徴収税額変更通知書を送付する。 13. 未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 14. 減免事由に該当する場合は、納税義務者から減免申請書を受け付け減免を行う。 15. 申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得(課税)証明書及び営業証明書の交付を行う。 16. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	追加	⑩申告支援システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	I 基本情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり	番号法第19条第7号 別表第2 番号法第19条第8号 別紙のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番八 事務	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十四 別表第2省令	追加	第22条の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十五 別表第2省令	追加	第22条の4	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十八	新設	情報照会者 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 事務 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十九 別表第2省令	追加	第24条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番四十 別表第2省令	追加	第24条の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番四十八 別表第2省令	追加	第26条の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十八 別表第2省令	追加	第31条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十九 別表第2省令	追加	第31条の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番七十四 特定個人情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番八十四 別表第2省令	追加	第43条の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番八十五の二 別表第2省令	追加	第43条の4	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番九十一 別表第2省令	追加	第44条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百一 別表第2省令	追加	第49条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百六 事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百十六 別表第2省令	追加	第59条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百二十 別表第2省令	追加	第59条の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第8号 情報提供の根拠	新設	情報照会者 条例事務関係情報照会者 事務 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの 情報提供者 条例事務関係情報提供者 特定個人情報 当該事務を処理するために必要な番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成29年10月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成30年10月31日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 日下 裕司	市民税課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成30年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和1年6月26日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	IVリスク対策 1 ・提出する特定個人情報保護評価書の種類 基礎項目評価書及び全項目評価書 2 ・目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 3 ・目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か 十分である ・権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か 十分である 4 ・委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 十分である 5 ・不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 6 ・目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である ・不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 7 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 十分である 8 ・実施の有無 [O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査 9 ・従業者に対する教育・啓発 十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和2年10月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (理由:しきい値判断結果が 変わらないため。)
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 番号法第19条第8号 別紙のとおり	番号法第19条第8号 別表第2 番号法第19条第9号 別紙のとおり	事後	法改正に伴う号すれの修正で あり、重要な変更にはあたらぬ ため、事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	I 関連情報 (別紙)法令上の根拠 各ページのヘッダー	番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠	事後	法改正に伴う号すれの修正で あり、重要な変更にはあたらぬ ため、事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	I 関連情報 (別紙)法令上の根拠 各ページのヘッダー	番号法第19条第8号 情報提供の根拠	番号法第19条第9号 情報提供の根拠	事後	法改正に伴う号すれの修正で あり、重要な変更にはあたらぬ ため、事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	I 関連情報 (別紙)法令上の根拠 各ページのヘッダー	番号法第19条第7号 別表第2 情報照会の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠	事後	法改正に伴う号すれの修正で あり、重要な変更にはあたらぬ ため、事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (理由:しきい値判断結果が 変わらないため。)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (理由:しきい値判断結果が 変わらないため。)
令和4年4月8日	表紙 特記事項	(空欄)	税務システム更新に伴う評価再実施により、次期税務システムのカスタマイズプログラミング開始前の評価として、この評価書の最後尾(変更履歴の手前)に次期税務システムの評価部分を付属している。	事前	システムの更新という重要な 変更に伴うものであり、全項目 評価の再実施に伴う事前手続 を行う。
令和4年4月8日	IV リスク対策の次	(追加)	(評価書本体を現行税務システムに関する評価とし、評価書の最後尾部分に次期税務システムに関する評価書部分を丸々添付)	事前	システムの更新という重要な 変更に伴うものであり、全項目 評価の再実施に伴う事前手続 を行う。
令和4年4月8日	(次期税務システム部分) 表紙 特記事項	(空欄)	このページより後ろは、次期税務システムへの更新に伴う、現行税務システムの評価書の付属書類としての、次期税務システムに関する評価書部分(カスタマイズプログラミング開始前のもの)となる。	事前	システムの更新という重要な 変更に伴うものであり、全項目 評価の再実施に伴う事前手続 を行う。
令和4年4月8日	(次期税務システム部分) I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①個人住民税システム ②課税資料イメージデータ管理システム ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥国税連携システム ⑦地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス) ⑧中間サーバーシステム ⑨個人・法人管理システム(宛名システム) ⑩申告支援システム	①個人住民税システム(MICJET MISALIO) ②課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥国税連携システム ⑦地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス) ⑧中間サーバーシステム ⑨個人・法人管理システム(宛名システム) ⑩申告支援システム(F@INTAX)	事前	システムの更新という重要な 変更に伴うものであり、全項目 評価の再実施に伴う事前手続 を行う。
令和5年1月4日	旧税務システムに関する評価書部分(評価書前半 表紙～P9)	旧税務システムに関する評価書部分(評価書前半 表紙～P9)	削除	事後	新システム稼働に伴い前半の 旧税務システムに関する評価 書部分を削除。重要な変更 にあたらぬ。
令和5年1月4日	表紙 評価書名	個人住民税課税事務 基礎項目評価書(システム更新に伴うカスタマイズプログラミング開始前部分)	個人住民税課税事務 基礎項目評価書	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更にあたらぬ。
令和5年1月4日	表紙 特記事項	このページより後ろは、次期税務システムへの更新に伴う、現行税務システムの評価書の付属書類としての、次期税務システムに関する評価書部分(カスタマイズプログラミング開始前のもの)となる。	新税務システムの稼働に伴い、評価書の前半部分(更新前税務システムに関する評価書部分)を削除し、後半部分の新税務システムに関する評価書部分を評価書本体とする。	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更にあたらぬ。
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (理由:しきい値判断結果が 変わらないため。)
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (理由:しきい値判断結果が 変わらないため。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番二十	(新設)	[情報照会者]市町村長 [事務]身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者]市町村長 [特定個人情報]地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの [別表第2省令]第14条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十三	(新設)	[情報照会者]市町村長 [事務]知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者]市町村長 [特定個人情報]地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの [別表第2省令]第27条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十八 別表第二省令	第31条の2	第31条の2の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番七十一 別表第二省令	-	第39条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番九十一 別表第二省令	第44条の2	第44条の5	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 百十六	[事務]子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの [別表第二省令]第59条の2	[事務]子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの [別表第二省令]第59条の2の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番百十七 別表第二省令	-	第59条の2の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番百二十一	(新設)	[情報照会者]公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 [事務]公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者]市町村長 [特定個人情報]地方税関係情報であって主務省令で定めるもの [別表第2省令]第59条の4	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠 項番二十七	(追加)	[情報提供者]内閣総理大臣 [特定個人情報]公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①個人住民税システム(MICJET MISALIO) ②課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥国税連携システム ⑦地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス) ⑧中間サーバーシステム ⑨個人・法人管理システム(宛名システム) ⑩申告支援システム(F@INTAX)	①個人住民税システム(MICJET MISALIO) ②課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥国税連携システム ⑦地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス) ⑧中間サーバーシステム ⑨個人・法人管理システム(宛名システム) ⑩申告支援システム(F@INTAX) ⑪税務システム連携中継サーバーシステム	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和5年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和5年10月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)